○近畿地方整備局告示第二百六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

第１　起業者の名称　兵庫県

第２　事業の種類　県道洲本五色線改築工事（兵庫県洲本市中川原町三木田字養老地地内から同市中川原町三木田字土筆谷地内まで）及びこれに伴う普通河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　兵庫県洲本市中川原町三木田字養老地、字清間及び字土筆谷地内

２　使用の部分　兵庫県洲本市中川原町三木田字養老地、字清間及び字土筆谷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県洲本市上加茂地内から同市中川原町三木田字鍋売地内までの延長2,056ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道洲本五色線改築工事及びこれに伴う普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道洲本五色線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道洲本五色線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき兵庫県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき兵庫県が道路管理者となることなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、兵庫県洲本市宇山三丁目地内の一般国道28号の青雲橋北詰交差点を起点とし、同市五色町都志地内の県道福良江井岩屋線の都志交差点を終点とする総延長約14.2㎞の路線であり、淡路島中央部を大阪湾沿岸と播磨灘沿岸を東西に結ぶ主要幹線道路である。

また、本路線は、兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が策定した緊急輸送道路ネットワーク計画において第２次緊急輸送道路に位置づけられていることから、地震時にネットワークの一部として機能することが求められているところである。

本路線が存する洲本市は、海水浴場や温泉などの観光資源に恵まれ、神戸淡路鳴門自動車道や一般国道28号などの幹線道路が通過し、大阪湾及び播磨灘に面して洲本港や都志港があるなど、観光・物流面における交通の要衝となっているが、鉄道施設が存在していないことから自動車交通への依存度が高い状況にある。

本路線は、これら観光や物流のほか、沿線住民の通勤・通学をはじめとする日常生活に利用される重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、２車線が確保されていない区間が長く続き、最小車道幅員が4.5ｍと狭小であるため車両同士のすれ違いが困難な箇所が存在し、クランク状のカーブ２箇所をはじめとして道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定値を満たさない線形不良箇所が多数存在することから、平成18年から平成22年までの５年間で38件の交通事故が発生しているなど、車両の安全かつ円滑な通行が阻害されている。

また、現道は小中学校の通学路として利用されているにもかかわらず、歩道が整備されていないことから、通学児童・生徒をはじめとした歩行者等の安全な通行が確保されていない。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な２車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、洲本市における円滑な消防・救急活動や神戸淡路鳴門自動車道や一般国道28号へのアクセスが向上することにより地域の振興・活性化に寄与するものと認められる。また、自転車歩行者道が整備されることにより、歩行者等の安全な通行も確保することができる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、兵庫県版レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類相当として掲載されているハイタカ、カワセミ、オオヨシキリ及びドジョウ並びに準絶滅危惧相当として掲載されているチュウサギ等が確認されているが、営巣が確認されていないこと及び生息に適した同様の環境が周辺に広く存在することなどから、本件事業が与える影響は軽微であると判断されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、起業者は、兵庫県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令による第３種第３級の規格に基づき、バイパス方式により自転車歩行者道を備えた２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、中間部における一部現道拡幅部分を除き概ねバイパス方式により整備する案（以下「申請案」という。）の他、起点部をバイパスとして中間部から終点までをほぼ現道拡幅とする案、全区間をバイパスとする案及び全区間をほぼ現道拡幅とする案の４案について検討が行われている。

申請案と他の案を比較すると、申請案は、用地取得の必要面積は２番目に多いものの、支障物件の数が最も少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う普通河川付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、幅員狭小箇所及び線形不良箇所の存在により車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、歩行者等の安全な通行も確保されていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。